



令和7年度 MINATO
シティプロモーションクルー認定事業
募集要項

令和7年4月
港区

目次

1 はじめに	2
(1) 事業の目的	
(2) 港区におけるシティプロモーションとは	
2 募集区分	3
(1) 経費の助成	
(2) 「MINATOシティプロモーションクルー認定事業」としての認定	
3 対象者	4
4 対象事業	5
(1) 対象事業の要件	
(2) 対象事業の留意点	
5 助成金額、助成内容等について	6～10
(1) 助成金の額	
(2) 助成事業数	
(3) 助成回数	
(4) 助成対象経費	
(5) 助成金交付申請額の算定フロー	
(6) 助成事業の具体例	
(7) 助成事業に関する留意点	
6 審査方法	11
(1) 審査の方法	
(2) 審査の項目及び審査の視点	
7 決定方法	12
(1) 助成の決定	
(2) クルー認定事業の認定	
8 対象事業の設定期間	12
(1) 申請受付及びシティプロモーションクルー認定事業実施期間	
(2) 助成事業実施期間	
9 申請書類及び提出方法	13～14
(1) 申請書類	
(2) 申請にあたっての留意点	
(3) 提出方法	
10 助成金の交付、実績報告、認定継続	15～17
(1) 認定決定通知を受けて	
(2) 事業着手を区が確認した後	
(3) 事業実施の間	
(4) 事業完了後	
(5) シティプロモーションクルー認定事業の継続について	
11 認定条件	18
(1) プロモーション効果の測定及び報告	
(2) 認定した事業の公表	
12 事業内容の変更または中止について	19
13 助成決定または認定の取り消し	20
14 募集・申請手続きの流れ	21
15 提出及び問合せ先	22

1 はじめに

(1) 事業の目的

本事業は、港区の魅力やブランドを国内外に広く発信する個人・団体を「クルー（仲間）」と位置付け、その取組（事業）を「MINATOシティプロモーションクルー認定事業」として認定し、様々な支援を行うものです。

認定された事業は、区が所有するプロモーショングッズの貸出し、港区シティプロモーションシンボルマークのデータ提供のほか、区の情報発信媒体（ホームページやSNSなど）による周知を行うとともに、認定区分に応じて事業に係る経費の一部を助成するなど、積極的に事業の支援を行うことで、行政だけでなく、個人・団体等が相互に連携、協働を図り、港区の力を結集したシティプロモーションを推進します。



▲港区シティプロモーション
シンボルマーク

(2) 港区におけるシティプロモーションとは

平成28年5月に策定した「港区シティプロモーション戦略」では、港区の都市イメージを効果的かつ効率的に発信し、国内外で港区への関心や憧れを喚起し、港区への理解と信頼を高め、「観光客に選ばれ続ける都市」としての評価とポジションを確立するとともに、区民等の誇りや愛着（シビックプライド）がより一層醸成される好循環を創り出す、としています。

また、区は、観光やビジネスを目的として多くの方が訪れる東京、そして日本の玄関口です。2020年（令和2年）には、JR「高輪ゲートウェイ駅」、東京メトロ「虎ノ門ヒルズ駅」の開業によって交通アクセスがますます便利になり、竹芝エリアに新たな複合施設がオープンしたほか、伝統文化交流館やみなと科学館など区の施設も開館しました。また、2023年（令和5年）には麻布台ヒルズが開業され、2025（令和7年）にはJR高輪ゲートウェイ駅周辺エリアに「TAKANAWA GATEWAY CITY」が開業しました。

このような変化に合わせ、港区の魅力やブランドを国内外に広く発信し、世界中から人を呼び込み、区内での回遊と消費を促し、地域を活性化させる地域振興施策としてシティプロモーションを位置付け、観光客の誘致を基軸としたプロモーションを展開します。

港区シティプロモーション戦略

<http://www.city.minato.tokyo.jp/citypromotion/citypromotion.html>



2 募集区分

(1) 経費の助成

事業に係る経費の一部を助成する区分A、区分B（詳細は6ページ「5 助成金額、助成内容について」参照）と、経費の助成がない区分Cがあります。

(2) 「MINATOシティプロモーションクルー認定事業」としての認定

認定期間：認定を受けた日から令和10年（2028年）3月31日まで

なお、認定事業は認定初年度を含む3年間、継続して実施することとし、特に区分A・Bとして認定を受けた事業については、令和8年（2026年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで、原則「区分C」として助成対象事業を実施していただきます。

募集区分	経費の助成	認定期間
区分A 港区の魅力発信に寄与しうるコンテンツ（ポスター、冊子、映像、PR製品等）の制作、発信に対する助成	○ ※ 助成対象経費に係る部分については令和8年3月15日までに完了すること	認定を受けた日から令和10年3月31日まで ※ 令和8年4月1日から令和10年3月31日までは「区分C」として助成事業を継続して実施すること
区分B 港区が作成したPRツール等（プロモーション映像、観光ガイドブック等）の活用、発信協力に対する助成		
区分C 港区のブランドや魅力を国内外に発信し、広めることに寄与する取組の認定及び支援	—	認定を受けた日から令和10年3月31日まで

※ 「区分A」については、「発信」をより効果的に行える事業であるかどうかを重点的に審査します。

「MINATOシティプロモーションクルー認定事業」として認定されると

次の支援が受けられます（**区分A** **区分B** **区分C** 共通）

- SNSやホームページ等の区の情報発信媒体で認定事業をPR※
- 港区シティプロモーションシンボルマークの使用許可、データの提供
- シティプロモーショングッズ（プロモーションDVD）の貸出 など

※PRに使用する発信媒体は、区が選択します。



3 対象者

各区分における対象者

募集区分／対象者	個人	団体（企業を含む）
区分A	—	○
区分B	—	○
区分C	○	○
ただし、以下のいずれかに該当するものは対象となりません。		
	①宗教活動又は政治活動を主な目的とするもの ②暴力団又はその構成員の統制下にあるもの	①政治活動又は宗教活動を主な目的とするもの ②暴力団又はその構成員の統制下にあるもの ③定款、規約等を有しないもの ④企業の場合は、事業税及び法人都民税又は法人道府県民税を滞納しているもの

※学生の方も本助成事業に参加できますが、代表者（事業の申請者）は成人（18歳以上）である必要があります。

4 対象事業

(1) 対象事業の要件

港区の魅力発信に寄与し、シティプロモーションの波及効果の期待できる事業のうち、次の要件をすべて満たすものが対象となります。

募集区分	対象事業
区分A	①3年間継続して実施し、申請する団体（区分Cの場合は個人も含む）の責任により自ら主催（企画、実施、経理）する事業 ②新たに実施する事業又は新たな展開を伴う既存事業（ただし、既存事業については、新たな事業展開部分のみを対象とします。） ③申請のあった年度の3月19日までに完了する事業
区分B	
区分C	
対象とならない事業	
上記の条件を満たす事業であっても、次に掲げる事業は対象外とします。 ①特定の団体の構成員のみを事業の対象としている場合又は事実上それらの者しか参加しない場合 ②政治活動又は宗教活動として実施する場合 ③特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする場合 ④法令及び公序良俗に反する場合又はその恐れのある場合 ⑤港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められる場合 ⑥区の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜させる場合又はその恐れがある場合 ⑦当該事業において、港区、国、東京都等の他の制度による補助又は助成等を受けている場合 ⑧その他区長が適当でないと認めた場合	

(2) 対象事業の留意点 区分A 区分B 区分C 共通

港区シティプロモーション戦略に基づき、以下の項目のいずれかに留意して事業を企画、実施するものとします。

- ①港区（MINATO CITY）の魅力又はブランド発信であること。
- ②港区内の個々の地区・地域の魅力又はブランド発信であること。
- ③港区シティプロモーション戦略に掲げる「観光客に選ばれ続ける都市」として発信する以下の6つの都市イメージを発信内容に含むこと。

国内外に開かれ多様性を受け入れる都市	文化芸術の彩りと歴史が息づく都市
安全で安心できる都市	アクセス性に富んだ便利な都市
街並みの美しさで魅了する都市	温かい優しさと活気に包まれる都市

5 助成金額、助成内容等について

(1) 助成金の額

区が助成決定した額の範囲内で、「助成対象経費の3分の2（区分A）、5分の4（区分B）に相当する額」、「助成金上限額」、「助成対象経費から総収入を差し引いた金額」のうち、いずれか少ない額を上限に助成します。※千円未満の端数切り捨て

（助成金の額の計算方法については、8ページ「(5) 助成金交付申請額の算定フロー」を参照してください。）

募集区分	助成対象事業の内容	助成金上限額
区分A	国内外の人々に対し、港区（MINATO CITY）や個々の地区・地域の魅力、都市イメージを発信することに寄与しうるコンテンツ（ポスター、冊子、映像、PR製品等）を制作及び発信することを主目的とする事業。 ※原則、制作のみでなく、制作後のPR活動（講演会・イベント等）が必須です。	「助成対象経費の2/3に相当する額」、「助成対象経費から総収入を差し引いた金額」、「助成金上限額100万円」のうちいずれか少ない額
区分B	国内外の人々に対し、港区（MINATO CITY）や個々の地区・地域の魅力、都市イメージを発信するため、港区が作成したPRツール（プロモーション映像、観光ガイドブック等）や素材等を活用及び発信する事業。又は、まち歩きツアーや体験ツアーなどを通じて、区の魅力を広く発信する事業。	「助成対象経費の4/5に相当する額」、「助成対象経費から総収入を差し引いた金額」、「助成金上限額10万円」のうちいずれか少ない額

(2) 助成事業数

募集区分	助成事業数（予定）
区分A	5件
区分B	2件

(3) 助成回数

1団体につき1事業1回まで

（４）助成対象経費

助成対象事業の実施に要する経費において、原則として認定を受けた日から令和８年（２０２６年）３月１９日までに支払が発生した次の経費が助成対象経費となります（下記の内訳の全てが確実に対象となるとは限りません）。

項目	内訳	助成対象外経費（例示）
旅費	事業実施にかかる交通費、宿泊費等（認定事業として移動・宿泊したことを証明できるもの）	・ 交通費のうち標準額に加算の発生する部分の経費（ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等） ・ 日帰りで移動可能な場合の宿泊、前泊、後泊の必要性が認められない部分の宿泊費
需用費	ＰＲツール制作費、チラシ・ポスター・冊子等の印刷代、その他事業実施に必要な消耗品（映像撮影機材等）の購入費用	・ 商品券などの金券等の購入 ・ 本助成の申請、報告のための印刷代（消耗品は１件２万円以内までを対象経費とする）
備品費	パンフレットラック、映像再生機器等	（備品は１件５万円以上かつ区長が適当であると認める物品を個別具体的に審査の上、対象経費とする）
通信運搬費	切手、はがき、郵送料、輸送料等	
広告費	新聞、雑誌、ウェブ、テレビ、ＳＮＳ、駅貼り等への広告宣伝料	・ 広告費のうち本助成による活動以外の事業の宣伝広告が掲載されているもの
保険料	参加者、スタッフ、物品等に係る保険料	
役務費	編集費、撮影費、システム構築費、翻訳料、原稿料、デザイン料、映像素材変換費等	・ 飲食代、接待費、手土産購入費 ・ 助成対象者の構成員に係る人件費、謝礼（助成対象者の構成員でないことが証明できないものも含む）
委託料	事業実施に必要な専門的知識、技術等を要する一部の業務についての委託	・ 事業の主要な部分を全て委託するもの

（続く）

使用料及び 賃借料	会場使用料、機械器具等の借上 料等	・助成対象者が所有する会場等の使用料 ・燃料代等使用実績が明確にできないもの
その他	区長が特に必要と認める経費	・助成対象者が支払先となるような支出 ・助成事業実施の有無に限らず助成対象者の団体運営に係る経常的な経費 ・ポイント等で購入した経費 ・領収書等により助成対象者が支払ったものであることが明確でないもの ・他団体等への補助金としての支出 ・社会通念上適切でないと認める経費 ・手数料（振込手数料、販売手数料等） ・レセプション費

（５）助成金交付申請額の算定フロー ※太枠に数値を記入してください。

① 助成対象経費 ⇒様式 1-3 申請事業収支予算書（A）欄に記入
※助成対象経費については、申請時の金額を
各項目の上限額とします。

② 総収入額 ⇒様式 1-3 申請事業収支予算書（D）欄に記入

③	ア．助成対象経費（A）×2/3 or 4/5	¥
	イ．助成金上限額	¥
	ウ．助成対象経費（A）－総収入（D）	¥

④ 助成金交付申請額 ③のア、イ、ウのうち最も少ない額
⇒様式 1-3 申請事業収支予算書欄（助成金交付申請額 E）欄に記入
※千円未満の端数は切り捨て

(6) 助成事業の具体例

募集区分	助成事業の具体例
区分A	ある地域の団体Aが、立地するエリア（町や丁目、通り単位）の魅力を観光客等に発信しようとエリアプロモーション映像を制作する。また、制作した映像は、エリア内のイベントや店頭、参画団体の発信媒体を活用する他、講演会等のイベントを企画・実施し、国内外に向け発信する。
	団体が、港区シティプロモーションシンボルマークを活用した港区のブランド力向上となるPR物品を制作し、コンビニエンスストアやイベントのブースにて販売を行う。また、SNSやホームページ、広告掲載、YouTuberへの周知依頼等でPR物品の発信をすることで、港区の魅力発信ツールとしての定着化を図る。
	飲食店や観光スポットを紹介したまちあるき観光リーフレットを作成し、食べあるきや写真撮影をしながら港区を楽しむまち歩きツアーを実施する。ツアーの中では、食べたものや観光スポットで撮影した写真を参加者がSNSでハッシュタグを付けて発信してもらう仕組みを取り入れ、参加者にも港区の魅力発信の役割を担ってもらう。
区分B	助成対象者の保有する街頭ビジョンにて無料で港区が作成したプロモーション映像を放映する。
	助成対象者の経営する店舗の一角に観光情報コーナーを新設（パンフレットラックの購入及び設置）し、港区の発行する観光ガイドブックを配置、配布する。
	観光フォトコンテスト受賞作品を活用したフォトブックを助成対象者が作成し、無料で配布する。
	港区の発行する観光冊子をつかって、外国人観光客を対象とした体験型観光ツアーを実施する。

※港区シティプロモーションシンボルマークについては、可能な限り使用していただき、シンボルマークの周知についても事業の中でご協力ください。

また、「MINATO シティプロモーションクルー認定事業」の認定事業者であることも事業の中で積極的に周知してください。

※過去の認定事業については港区公式ホームページで紹介しています。参考にご覧ください。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/citypromotion/crew/list/2020.html>

港区公式ホームページ > 産業・文化・観光 > 観光 > イベント・事業（開催中）> MINATOシティプロモーションクルー認定事業一覧

二次元コードはこちら→



(7) 助成事業に関する留意点 ※必ずご確認ください

- ・ 3年間かけて1度の事業を完了させるのではなく、1年間で1度の事業を実施し、その事業を3年間継続して実施してください。
- ・ 申請者名が異なる場合であっても、同一年度内に、同一の日かつ同一内容により行われる複数の事業の申請があった場合は、原則として同一の事業とみなします。
- ・ 複数の団体が共同事業体（実行委員会など）を構成し、共同事業体名で申請する場合は、当共同事業体の構成団体が、別途同一年度内に単独の団体として申請することはできません。
- ・ 年度内に複数の取組や、複数のプロモーション手法（SNS発信とTV発信など）を組み合わせて行う活動を1つの事業として申請する際は、計画性や効果性を検討の上、申請してください。1つの活動が中止になり、事業目的の達成を期待できない場合、事業全体の助成決定を取り消す場合があります。
- ・ 事業で発信する内容が、区や地域などの総意と外部に捉えられるようなキャッチコピー、イメージ等を含む場合は、あらかじめ区及び地域関係者等と協議し、了解を得た上で使用してください。了解を確認できない場合、助成決定の不承認となる場合があります。
- ・ 【区分A】港区の魅力発信に寄与しうるコンテンツの制作、発信に対する助成における「コンテンツ」とは、ポスター、冊子、映像DVD、PR製品などの有形として成果物を示せるものをいいます。イベントや講演会などは、「コンテンツ」には含みませんのでご了承ください。ただし、制作したコンテンツを発信する手法として一貫性のあるPRイベント等は、コンテンツの一部として認めます。
- ・ 港区の魅力発信に寄与しうるコンテンツの制作、発信のうち、本助成の有無に限らず、申請者が申請前から実施している経常的な活動であり、かつ営利目的と判断されるものは、助成決定の不承認となる場合があります。
- ・ 助成決定前に支払が発生する場合、支払った経費が必ず助成対象となるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 過去にMINATOシティプロモーションクルー認定事業として認定を受けた団体であっても、新規事業又は新たな展開を伴う既存の事業の実施の場合、再度申請を行うことが可能です（ただし、助成できる事業は1年度につき1団体当たり1事業1回に限ります）。

6 審査方法

(1) 審査の方法

区分A 区分B

本募集要項に記載する申請の要件について、要件適合の有無を審査確認した後、MINATOシティプロモーションクルー認定事業審査委員会で審査します。審査結果を受け、評価の高い上位の事業を区長が採択します。

※審査によっては、助成金交付決定額が助成金交付申請額よりも減額になる場合があります。

区分C

本募集要項に記載する申請の要件について、要件適合の有無を審査確認した後、MINATOシティプロモーションクルー認定事業審査委員会で審査します。審査結果を受け、「シティプロモーションクルー認定事業」として区長が認定します。なお、区分Cについては、認定件数の上限は設けていません。

(2) 審査の項目及び審査の視点

区分A 区分B

MINATOシティプロモーションクルー認定事業審査委員会では、次の審査の項目及び審査の視点に基づき、審査を行います。

審査項目	審査の視点
合致性	港区シティプロモーション戦略に基づく「港区の魅力又はブランド発信」等の項目に留意して企画・実施され、事業の趣旨に合致するものであるか。
関連性	事業全体に占める港区の魅力の露出度が高く、国内外に港区の魅力を強く印象付ける工夫があるか。
実現性	実施体制、事業計画、収支予算、スケジュール、事業効果（目標）が具体的かつ妥当であり、事業実現が可能であるか。
波及性	港区の魅力を国内外に発信、拡散されることによる波及効果が期待できるか。
創造性	港区の地域資源や特性を踏まえ、港区の魅力を、独創性溢れる視点や手法を駆使し、発信できるものか。
継続性	港区の魅力の発信を3年間継続する具体性があるか。

区分C

港区MINATOシティプロモーションクルー認定事業実施要項で定める要件と申請内容の適合性を審査します。

7 決定方法

(1) 助成の決定 区分A 区分B

申請のあった団体あてに認定決定（不承認決定）通知書を送付します。また、選定結果は、港区ホームページに掲載します。

(2) クルー認定事業の認定 区分C

申請のあった団体・個人あてに随時、認定決定（不承認決定）通知書を送付します。

※上記、(1) 及び (2) について、審査等に時間を要するため、認定の結果をお伝えするまでに2か月程かかる可能性がございますので、事業の開始時期については、余裕をもった日程でご計画ください。

8 対象事業の設定期間

(1) 申請受付期間及びシティプロモーションクルー認定事業実施期間 (区分A 区分B 区分C 共通)

申請受付期間	シティプロモーションクルー認定事業 実施期間
令和7年（2025年）4月30日（水）～ 令和7年（2025年）6月19日（木） ※申請受付期間後も、必要に応じて申請内容についてヒアリングさせていただきます。	認定を受けた日から 令和10年（2028年） 3月31日まで

(2) 助成事業実施期間 (区分A・区分B)

助成事業実施期間
認定を受けた日から 令和8年（2026年）3月15日まで

※助成事業については上記実施期間内に終了し、令和8年（2026年）3月19日までに、認定内容の実績報告を行っていただきます。

9 申請書類及び提出方法

(1) 申請書類

申請の際は、以下の表に定める書類を提出してください。

No.	申請書類	助成区分				提出部数等
		区分 A	区分 B	区分C		
				個人	団体	
1	MINATOシティプロモーション クルー認定申請書（第1号様式）	○	○	○	○	【提出部数】 ・各1部 A4 片面・白の用紙に黒字で提出 ※紙で申請する場合、 <u>ホチキス止めしないでください。</u> ・申請書類一式のデータを CD-R で1枚提出 （電子申請の場合を除く）
2	申請者概要（様式1－1） ※A4 片面刷り1枚まで	○	○	○	○	
3	事業実施計画書（様式1－2） ※A4 片面刷り2枚まで	○	○	○	○	
4	申請事業収支予算書（様式1－3） ※A4 片面刷り1枚まで	○	○	—	—	
5	スケジュール表（任意様式） ※A4 片面刷り1枚まで ※参考の様式を区ホームページ上で公開しています。	○	○	○	○	
6	団体の定款、規約、役員名簿	○	○	—	○	
7	事業内容を記載した 補足資料（書式自由） ※A4 片面刷り2枚まで	○	○	○	○	
8	誓約書兼同意書	○	○	○	○	

補足資料の内容（例）

■企画書

※実施計画書内で記載しきれなかった内容や図、写真等、より事業のイメージがしやすい資料を提出してください。

■PR用制作ツールサンプル

※映像の制作事業については、できる限り絵コンテ等、動画のイメージが分かる資料を提出してください。

(2) 申請にあたっての留意点 **※必ずご確認ください**

- ・ 審査を行った上で認定するため、できる限り分かりやすく具体的に記載してください。
- ・ 指定する申請書類以外に、審査の参考のために提出を希望する資料がある場合は、事前にご相談ください。
- ・ 書類不備の場合、申請受理できません。また、紙で申請する場合、鉛筆や消せるボールペン等消去できる筆記用具での記入は不可です。記入の漏れや書類不備のないよう十分ご注意ください。
- ・ 提出書類については返却しませんので、必ず控えを取るようになしてください。また、申請受付期間終了後の提出書類の差し替え、及び再提出は原則お受けできません。
- ・ 区では、必要に応じて関係資料の提出を求めるとともに、面談、電話等でヒアリングを実施する場合があります。事務局とのヒアリングを経てもなお、事業内容が明確でない事業については、申請を受理できない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 提出書類やヒアリングなど、本事業の手続き等に使用する言語は、日本語のみとします。

(3) 提出方法 **区分A** **区分B** **区分C** 共通

申請受付期間内に届くよう、以下の二次元コードから電子申請を行うか22ページ「15 提出及び問合せ先」記載の住所へご郵送ください。(郵送の場合は、申請受付期間最終日必着となります。)

【法人用 URL】 <https://logoform.jp/form/Mt5V/683657>

【個人用 URL】 <https://logoform.jp/form/Mt5V/683927>



法人用二次元コード



個人用二次元コード

10 助成金の交付、実績報告、認定継続

(1) 認定決定通知を受けて 区分A 区分B

区から認定決定通知を受けた団体は、MINATOシティプロモーションクルー認定事業着手届（第5号様式）、事業着手を確認できる資料を提出してください。

(2) 事業着手を区が確認した後 区分A 区分B

事業着手を区が確認した後、MINATOシティプロモーションクルー認定決定通知書（第2号様式）により通知した額の2分の1の額を交付することができます。申請する場合は、MINATOシティプロモーションクルー認定事業助成金交付請求書（第6号様式）を提出し、助成金の請求手続きを行ってください。

(3) 事業実施の間 区分A 区分B 区分C 共通

事業着手後、制作物等が完成した際やイベント等の実施日が決定した際など、随時メールにて、区に共有してください。必要に応じて、区が所有するホームページやSNS等で事業を周知することができます。

(4) 事業完了後 区分A 区分B

事業完了後^{※1}、助成金額を確定し、令和8年3月19日までに、MINATOシティプロモーションクルー認定事業実績報告書（第10号様式）を提出してください。

MİNATOシティプロモーションクルー認定事業実績報告書（第10号様式）には支払の内容を証明する書類^{※2}、事業内容がわかる資料（写真、ポスター、チラシ、パンフレット等）、プロモーション効果を報告する資料を添付してください。

実績報告により交付すべき助成金の額を確定し、交付済金額との過不足を精算します。

助成金の交付に当たって、区は必要に応じて、助成金の使途に関する調査、資料等の提出等を求めることがあります。

なお、助成金交付確定額が当初に交付した額に満たなかった場合は、その差額を返還していただきます。

実績額が助成金交付決定額を上回っていても、交付額はMINATOシティプロモーションクルー認定決定通知書（第2号様式）により通知した額を上限とします。

助成対象経費は、各項目において申請時の金額を上限額として認定しています。

※1 事業完了とは、助成事業の実施を全て終え、助成事業に係るプロモーション効果測定、経費の支払・清算を全て処理した状態を指します。

※2 支払の内容を証明する書類について

助成対象経費として申請する経費については、すべて領収書の写しが必要です。

領収書は、事業を適正に執行したことを証明する大切な書類です。不備のあるもの、加筆のあるもの、欠損、汚れなどで支払の確認ができないものについては助成対象経費となりません。

また、「旅費」に関する証明書類については、領収書だけでなく、認定事業として移動・宿泊したことが分かる資料も合わせてご提出ください。

次のすべてが記載された領収書の写しをもって助成対象経費の支払を確認します。

確認事項	詳細内容
領収日	原則として令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月15日までのもの
宛名	助成申請団体名または代表者名が記載されたもののみ対象となります。 ※宛名のないもの、申請者名以外の宛名が記載されたもの、「上様」は不可です。正式な団体名を記載してください。
金額	日本円以外の場合は、日本円に換算した金額と支払時レートのわかる書類を添えてください。
品名	事業の開催に要した経費であることがわかるよう、明確に記載してください。お品代及び具体的な品名の記載のないものは不可です。
発行元、発行者の住所、記名、領収印又はサイン	領収印またはサインのないものは不可です。

なお、領収書の写しの提出が困難な理由があるときは、次のもので助成対象経費の支払の確認を行います。

① レシートの写し	発行日、金額、発行者の所在地・名称のわかるもの。
② 振込明細書	請求書などと合わせて2点確認とします。

※会計帳簿（予算書、決算書、出納簿等）や証拠書類（領収書、振込明細書、通帳等）は、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておいてください。

区分C

事業完了後、令和8年3月19日までに、MINATOシティプロモーションクルー認定事業実績報告書（第10号様式）を提出してください。

MINATOシティプロモーションクルー認定事業実績報告（第10号様式）には、事業内容がわかる資料（写真、ポスター、チラシ、パンフレット等）、プロモーション効果を報告する資料を添付してください。

（5）シティプロモーションクルー認定事業の継続について

区分A 区分B 区分C 共通

認定事業の認定の決定を受けたものは、初年度の事業に引き続き2年間は当該事業を一般支援事業（区分C）として実施してください。なお、その場合においても、当該年度の一般支援事業（区分C）終了後、速やかに、MINATOシティプロモーションクルー認定事業実績報告書（第10号様式）を提出してください。

1 1 認定条件

区分A 区分B 区分C 共通

認定の決定を受けた団体・個人は、次のことを守って認定事業を実施してください。

(1) プロモーション効果の測定及び報告

認定を決定した事業について、プロモーション効果を測定し、その結果を集計の上、報告してください（単純集計で結構です。）。プロモーション効果の測定項目は自由ですが、数値等で客観的に効果を示すよう努めてください。

区分	プロモーション効果の測定項目設定例
区分A	・制作した映像を動画配信コンテンツで発信：動画配信コンテンツでの視聴回数／動画配信コンテンツに寄せられた視聴コメント／報道メディア等への露出状況など ・作成したガイドブックを繁華街で配布：冊子の配布先一覧及び配布部数集計結果／配布期間における掲載施設の集客状況／読者アンケート／報道メディア等への露出状況など ・制作したコンテンツの発信として一貫性のあるイベントの実施：参加人数／参加者からの感想、アンケート結果等／報道メディア等への露出状況など
区分B	・保有する街頭ビジョンで港区のプロモーション映像を放映：街頭ビジョンでの放映回数／放映料の一般向け費用換算額／街頭ビジョン周辺の通行人数（概算）など ・設置したパンフレットラックにてリーフレットを配布：設置した店舗等の来場者数／リーフレット配布部数／来場者の感想・コメント／報道メディア等への露出状況など
区分C	・港区の観光資源に焦点を当てた毎年恒例のイベントを実施：イベント来場者数／来場者の感想・コメント／報道メディア等への露出状況など ・港区の魅力を紹介する個人ブログを開設し発信：ブログ閲覧者数／ブログ閲覧者の感想・コメント／取材先からの感想・コメントなど

(2) 認定した事業の公表

認定した事業については、認定した団体・個人の名称、事業名、事業の概要等を港区ホームページ等で公表します。

12 事業内容の変更または中止について

区分A 区分B 区分C 共通

事業内容及び予算額に変更の生じることがないように、事前に十分内容を検討の上、申請してください。

万が一、認定後に、事業内容に変更または中止がある場合は、変更または中止を決定した時点で速やかに区に連絡のうえ、変更については、MINATOシティプロモーションクルー認定事業変更承認申請書（第7号様式）を提出し、区の承認を得てください。

※住所を変更した場合にも、速やかに区にご連絡ください。

区の承認のないまま、事業内容を変更して実施した場合、認定の全部または一部を取り消す場合があります。

- ・ 屋外で実施する事業を計画書として提出する場合は、雨天時などを想定した代替のプログラムを用意の上、計画書を提出してください。
- ・ 当初予定していたよりも事業規模を小さく内容変更または事業の中止をしたい場合は、事前に区に相談してください。

◎区分Aについては、製作の過程で作品のイメージ等を区とすり合わせるなど、適宜報告や相談を行ってください。

13 助成決定または認定の取り消し

区分A 区分B

次のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部または一部を取り消す場合があります。

- ①認定が取り消されたとき。
- ②偽りその他不正な手段により、助成を受けたとき。
- ③助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- ④助成決定の内容又はこれに付した助成の条件に違反したとき。
- ⑤助成事業の内容変更について区の承認を得られないとき。
- ⑥その他助成対象者の要件を満たさなくなったとき。
- ⑦助成対象事業を中止したとき。

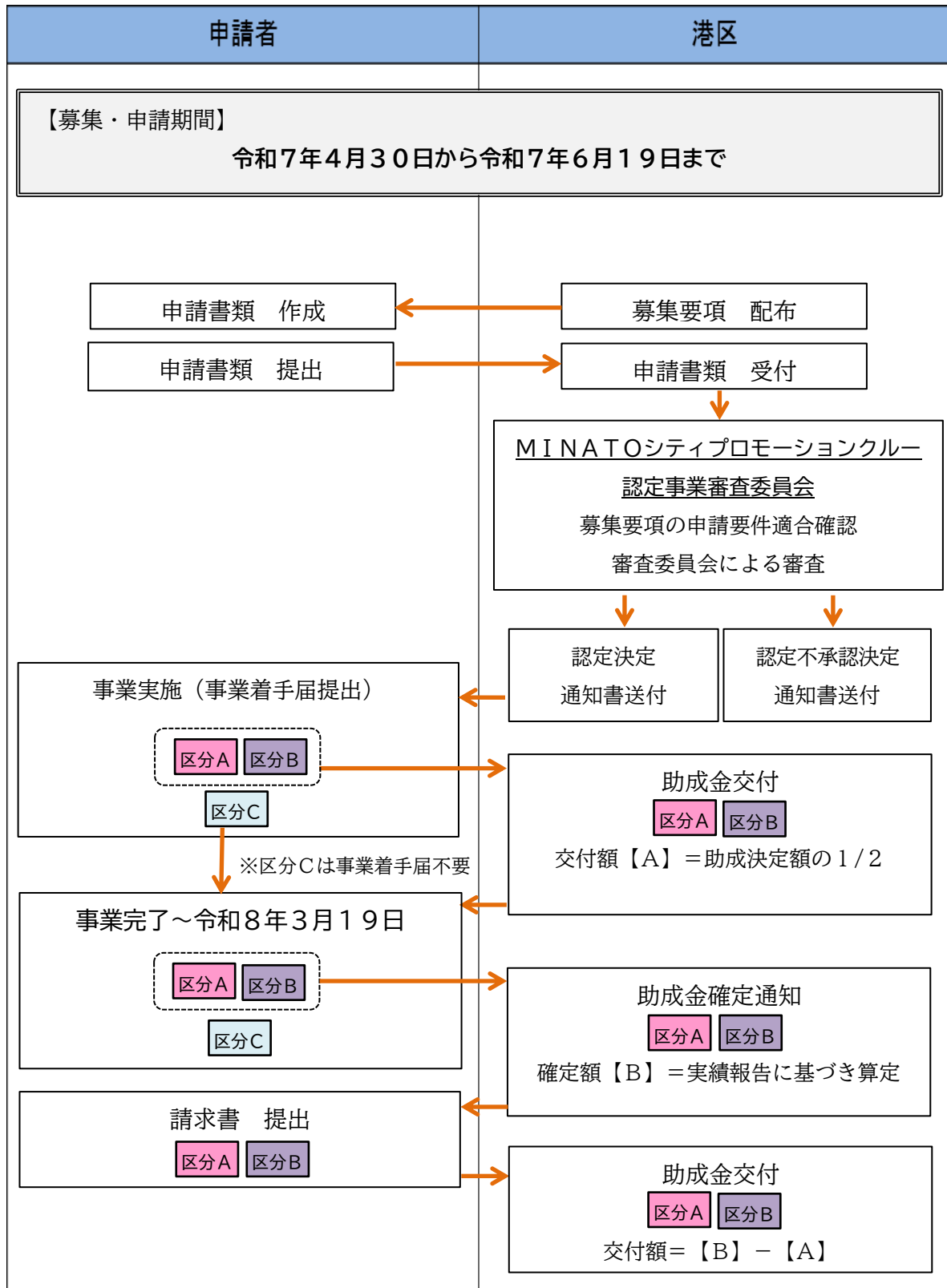
助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金を返還していただきます。

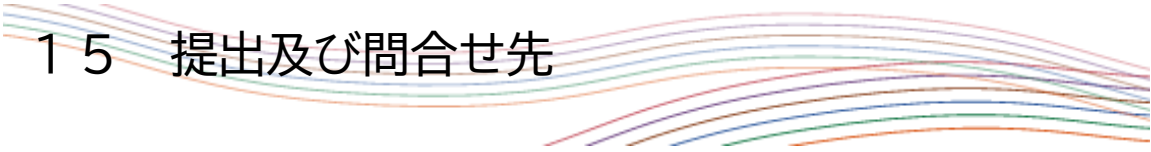
区分A 区分B 区分C 共通

次のいずれかに該当すると認められるときは、認定の全部または一部を取り消す場合があります。

- ①偽りその他不正な手段により、認定を受けたとき。
- ②事業内容又はこれに付した認定の条件に違反したとき。
- ③事業内容の変更について区の承認を得られないとき。
- ④その他認定対象者の要件を満たさなくなったとき。
- ⑤認定対象事業を中止したとき。
- ⑥港区暴力団排除条例(平成26年港区条例第1号)第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるとき。
- ⑦法令又は公序良俗に反する行為を行ったことが認められるとき。
- ⑧区の信用を失墜させる、又はさせる恐れがあるとき。

14 募集・申請手続きの流れ





15 提出及び問合せ先

提出先（郵送の場合）

〒108-0014 港区芝5-36-4 （札の辻スクエア8階）

港区産業・地域振興支援部産業振興課観光政策係

「MINATOシティプロモーションクルー認定事業」担当

問合せ先

電話 03（6435）4661（直通）

